議案第7号

鳥取県育英奨学資金貸与規則の一部改正について

鳥取県育英奨学資金貸与規則の一部を改正する規則を別紙のとおり提出します。

平成25年3月16日

鳥取県教育委員会教育長 横 濵 純 一

鳥取県育英奨学資金貸与規則の一部を改正する規則について

1 規則の改正理由

就職できない者や低所得により奨学金の返還が困難な者が増加していることに対処するとともに、子育てし やすい環境の整備を図るため、返還猶予の対象範囲を拡充する。

2 規則案の概要

- (1) 奨学資金の返還猶予の対象に次に掲げる者を加える。
 - ア 高等学校等又は大学等を卒業後、就職できない者
 - イ 生活保護を受け、又はこれと同等の状況にある者
 - ウ 妊娠、出産又は育児を理由として休業した者
- (2) その他所要の規定の整備を行う。
- (3) 施行期日は、公布日とする。

育英奨学資金の返還猶予対象

返還猶予を認める理由	猶予期間		備	考	
別の学校・課程への進学	その事由が続いている期間				
留年等により正規の修業年限を超えて在学					
長期の復旧期間を要した災害	その事由が続いている期間				
長期の療養期間を要した傷病	(1年ごとに申請)				
生活保護の受給					
低所得(生活保護の受給と同程度)		拡充			
産前休業・産後休業及び育児休業		拡充			
失業中	1年ごとに申請				
新卒及び在学猶予切れの場合の無職・未就職	通算 5 年を限度	拡充			
その他真にやむを得ない事由があって返還が困難					·

[※] 返還猶予対象の主な理由は鳥取県育英奨学資金貸与規則で規定し、上記の具体的な取り扱いについては、 鳥取県育英奨学資金返還事務取扱要領で規定

[※] ゴシック部分が今回の返還猶予対象拡充部分

鳥取県育英奨学資金貸与規則(昭和35年鳥取県教育委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後

改正前

(奨学資金の返還猶予)

のいずれかに該当するときは、相当の期間、奨学資 金の返還を猶予することができる。

- (1) 高等学校等又は大学等を卒業後、教育長が定 める他の学校又は課程に進学し、在学中であると
- (2) 高等学校等又は大学等を卒業後、就職するこ とができないとき。
- (3) 生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定 による生活保護を受け、又はこれと同等の状況に あるとき。
- (4) 妊娠、出産又は育児を理由として休業し、又 は退職したとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、災害、傷病、失 業その他やむを得ない理由により、奨学資金の返 還が困難となったとき。
- 2 返還猶予を受けようとする者は、鳥取県育英奨学 2 返還猶予を受けようとするときは、連帯保証人及 会に提出しなければならない。
- 3 略

(奨学資金の返還免除)

第13条 略

2 返還免除を受けようとする<u>者</u>は、鳥取県育英奨学 2 返還免除を受けようとする<u>とき</u>は、<u>連帯保証人及</u> 資金返還免除申請書(別記様式第10号)を教育委員 会に提出しなければならない。

3 略

別記様式第9号(第12条関係)

鳥取県育英奨学資金返還猶予申請書

奨学生番号 第

出身学校名 氏 名

次のとおり奨学資金の返還の猶予を申請します。

年 月 日より 1 猶予期間 1 猶予期間

(奨学資金の返還猶予)

第12条 教育委員会は、奨学生であった者が次の各号|第12条 奨学生であった者が、進学、災害、傷病、失 業その他特別の理由により奨学資金の返還が困難に なった場合は、相当の期間、その返還を猶予するこ とができる。

- 資金返還猶予申請書(別記様式第9号)を教育委員 び保証人と連署のうえ鳥取県育英奨学資金返還猶予 申請書(別記様式第9号)を教育委員会に提出しな ければならない。
 - 3 略

(奨学資金の返還免除)

第13条 略

び保証人と連署した鳥取県育英奨学資金返還免除申 請書(別記様式第10号)を教育委員会に提出しなけ ればならない。

3 略

別記様式第9号(第12条関係)

鳥取県育英奨学資金返還猶予申請書

奨学生番号 第

묽

出身学校名

氏 名

次のとおり奨学資金の返還の猶予を申請します。

年 月 日より

						年	月	E	目まで									年	月	E	まで
2	理	由									2	理		由							
			年	F		目									年	,	月	目			
				住			所									住			所		
				本	人	氏	名									本	人	氏	名		P
																<u>住</u>			所		
																連	帯保	証人日	氏名		<u> </u>
															· . — —			人氏	名		<u> </u>
	鳥取	県教	育委員	会	様							鳥	取児	、教育	育委員	会	様				
¥.	:付書	**石									1/2	5付	丰 籽	i							
101	1	略略									19.		百岁								
	_		艶の均	易合に	т л	を贈る	受付票	の写し	、等			<u>\ 1</u>	<u>. / </u>	μП							
							易合は			受給											
	_	<u></u> 明書	/NIX		, , ,	9/2	<u># 1 1 × </u>	<u>,</u>	H PNIX	<u> </u>											
		略										(2	2)	略							
	_		こよる	る場合	計は、	雇月	用保険	受給資	資格証	の写											
		等																			
	6	その作	也の理	里由に	こよる	5場台	合は、	その事	事実を	証す		(3	3)	その)他の)理	曲に	よるホ	場合は	、その	事実を証
	る	市町村	対長ス	スは目	民生多	5員の	の証明	書 <u>そ</u> の	の他教	育委			する	市田	丁村县	を又り	は民	生委員	員の証	明書	
	員	会がi	適当と	上認め	りる書	<u> </u>															
別記	提供式	第10-	号(第	育13字	長関係	系)					別言	己様:	式第	§105	를 (第	₹13£	条関	係)			
		鳥取り	具育芽	 英学	学資金		 慰免除	申請書					息	取り	具育芽	樊	学資	金返過	 還免除	申請書	<u> </u>
				学生者		É		7	テ								番号	Ś		F	<u>1</u>
				》学 校												学	校名				
			氏		名										氏		名				
沙	くのと	おりき) 学学	登金0) [2]	製の5	色除を	甲請し	します	0	U	ての	とお	うり当	学学	(金)	の返:	還のタ	色除を	申請し	<i>、</i> ます。
-	1-1	- I- 40 H	Host		Ī	己		ш					(+· L	· 400 H	œ		ì	記			
1		与総智						円皿						- 総客						円	
3		還済物 還免[4年 1月 日	トスタ	百		円円						済名	_貝 余をえ	と七月、	ナスタ	娝		円円	
4		速光)	尔 征 1	中主》	り合	只		口					返 理由		尔 登 1	7 主	9 W1	缺			
4	: 4		月	F	7						-	ŧ.			月		П				
		•	主			Fr							7		È			折			
							売柄) 氏名	Ż	(FI)				,-	_	(-			売柄)氏名	i A
			н луц /	• (/1		_ V / /I:	, LIII	/ -	H	•					È				, LIII) 141	. •
														_	直帯 伊						(I
															È						
														_	- 証						ŒI
	鳥取	県教	育委員	員会	様							鳥	取児	_	育委員						
	(注意	() F	佫									(注,	意)	H	各						

附則

この規則は、公布の日から施行する。

鳥取県育英奨学資金制度の概要

by ←l.	鳥取県育芽	<参考>						
名 称	大学等奨学金	高等学校等奨学金	日本学生支援機構 (大学等奨学金:無利息分)					
概 要	昭和36年度から、県単独の 事業として開始 申請はH23年度から在学採用 を廃止し、予約採用のみ	平成14年度から開始 国庫補助や国からの制度移管 分の交付金あり 申請は在学採用及び予約採用 を実施	平成16年度に、日本育英会 (昭和18年創立)の事業を統合 し、日本学生支援機構が創立 申請は在学採用及び予約採用 を実施					
申請方法	高校等を通して申請	高校等(予約は中学等)を通し て申請	大学等(予約は高校等)を通し て申請					
成績基準申請要件	学業成績の平均が3.0以上 ・大学、短大、専修学校(専門課程2年以上)に在学 ・県内に住所を有する者の子等 ・低所得世帯で経済的理由により修学が困難 ・性行が正しいこと ・他の奨学金と一部併給可	なし ・高等学校、高等専門学校等に 在学 ・県内に住所を有する者の子等 ・低所得世帯で経済的理由によ り修学が困難 ・性行が正しいこと ・他から同種類の奨学金を受け ていないこと	学業成績の平均が3.5以上 ・大学、短大、専修学校(専門課程)、大学院等に在学 ・低所得世帯で経済的理由により修学が困難					
H24年度 貸 与 額 (月額)	(自宅・自宅外通学の別なし) 国公立 45,000円 私 立 54,000円	(自宅通学) 国公立 18,000円 私 立 30,000円 (自宅外通学) 国公立 23,000円 私 立 35,000円	(大学分:自宅通学) 国公立 45,000円 私 立 54,000円 (大学分:自宅外) 国公立 51,000円 私 立 64,000円 ※30,000円の選択可能					
H24年度 募集人員 (新規採 用枠)	大学・専修学校 240人	国公立(自宅) 487人 国公立(自宅外) 55人 私立(自宅) 263人 私立(自宅外) 30人 計 835人	H23新規採用実績 大学 88,275人 大学院 32,698人 高等専門学校 1,554人 <u>専修学校 16,611人</u> 計 139,138人 ※有利子分は323,099人					
返還方法	20年以内・無利子 月賦、半年賦、一括	15年以内・無利子 月賦、半年賦、一括	20年以内・無利子 月賦、月賦・半年賦併用、一括					
返還猶予	在学中、災害、傷病、失業中等	在学中、災害、傷病、失業中等	在学中、災害、傷病、失業中、 未就職、経済困難、産休育休等					
返還免除	借受者が死亡又は重度の障害の とき債務の全部又は一部を免除	借受者が死亡又は重度の障害の とき債務の全部又は一部を免除	借受者が死亡又は重度の障害の とき債務の全部又は一部を免除					
国庫補助	<なし>	一部国庫補助 1 / 2 (H14~16) 一部交付金あり (日本学生支援機構)	財政融資資金等					